過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「ｋａｒｏｓｈｉ」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される件数は年々増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、依然として過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配は一向にありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困窮や精神的苦痛は筆舌に尽くし難いものがあり、同時に、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失であると言わざるを得ません。

労働基準法は、労働者に週四十時間・一日八時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、残念ながら当該規定は十分に機能していないのが現状です。

昨今の雇用情勢の中、弱い立場の労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易でありません。また、たとえ労働条件を改善したいと考える企業があったとしても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界があるため、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく責務があると考えます。

国におかれては、以上の趣旨を踏まえ、左記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望します。

記

一　過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
二　過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
三　国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十五年十月十七日

東京都中央区議会議長　原　田　賢　一

あて

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣